



四万十町公告第13号

## 公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年2月14日

四万十町長 中尾 博憲



### 記

#### 1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集1	四万十町地吉字口細山 1332-41	35-2	保安林	0.92	2022. 2. 14 ～ 2027.3.31	
集2	四万十町地吉字口細山 1332-4	35-1	保安林	1.98	2022. 2. 14 ～ 2027.3.31	
集3	四万十町地吉字口細山 1332-39	35-2	保安林	0.19	2022. 2. 14 ～ 2027.3.31	
	四万十町地吉字久保山 598-1	35-2	山林	0.44	2022. 2. 14 ～ 2027.3.31	
	四万十町地吉字上谷山 1400-10	28-2	山林	3.18	2022. 2. 14 ～ 2027.3.31	

2 縦覧場所 四万十町農林水産課 林業振興室、四万十町公式ホームページ

3 本公告により、四万十町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。